

○養父市狩猟免許等新規取得支援奨励金交付要綱

令和6年4月12日

告示第31号

(趣旨)

第1条 この告示は、農林業被害の防止を図るため、一般社団法人兵庫県猟友会養父支部（以下「猟友会養父支部」という。）に加入し、生活環境や農作物等に被害を及ぼす鳥獣の捕獲を行う目的で狩猟免許及び銃砲所持許可（以下「狩猟免許等」という。）を新たに取得する者に対して交付する奨励金（以下「奨励金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者の要件)

第2条 奨励金の交付対象となる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしたものであるものとする。

- (1) 本市の住民基本台帳に登録されている者
- (2) 次条に定める狩猟免許等を新たに取得した者
- (3) 猟友会養父支部に加入し、狩猟者登録を行う者

(対象となる狩猟免許等の種類)

第3条 奨励金の対象となる狩猟免許等の種類は、次のとおりとする。

- (1) わな猟免許
- (2) 銃砲所持許可（用途欄に有害鳥獣駆除と記載されていること。）

(奨励金額)

第4条 奨励金の額は、別表に掲げるとおりとする。

(奨励金の交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者は、申請に係る免許等を取得した後、養父市狩猟免許等新規取得支援奨励金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて当該取得日の1年以内に市長に提出するものとする。

- (1) 猟友会養父支部に入会したことが分かる書類の写し
- (2) 狩猟免状の写し
- (3) 銃砲所持許可証の写し（用途欄に有害鳥獣駆除の記載があるもの。なお、

わな猟免許のみで申請する場合は不要)

(奨励金の交付決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、奨励金を交付することが適当であると認めるときは、奨励金の交付を決定し、養父市狩猟免許等新規取得支援奨励金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により奨励金の交付決定をする場合において、必要と認めるときは、条件を付することができる。

(奨励金の請求)

第7条 前条の通知を受けた交付対象者は、速やかに養父市狩猟免許等新規取得支援奨励金請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(狩猟免許の取得及び狩猟者登録状況に係る兵庫県への照会)

第8条 奨励金の交付を受けようとする者は、市が兵庫県に狩猟免許の取得及び狩猟者登録の状況について照会することについて、狩猟免許の取得及び狩猟者登録状況に係る兵庫県への照会についての同意書(様式第4号)を提出するものとする。

(奨励金の交付の決定の取消し等)

第9条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この告示に違反したとき。
- (2) 奨励金の交付に関して付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により奨励金交付を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により奨励金の交付の決定を取り消した場合において、その旨を養父市狩猟免許等新規取得支援奨励金交付決定取消通知書(様式第5号)により通知し、当該取消しに係る部分に関し、既に奨励金が交付されているときは、交付対象者に対し、期限を定めてその返還を命じることができる。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、奨励金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第4条関係）

	わな猟免許	銃砲所持許可
奨励金額（定額）	20,000 円	40,000 円

注 奨励金は、免許等の種類ごとに1対象者につき1回限りとする。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

養父市長 様

申請者 住 所
氏 名
連絡先

養父市狩猟免許等新規取得支援奨励金交付申請書

養父市狩猟免許等新規取得支援奨励金交付要綱第2条の要件を満たしますの
で、奨励金 円を交付されますよう、同要綱第5条の規定に
より、下記の書類を添えて申請します。

記

【添付資料】

- (1) 猟友会養父支部に入会したことが分かる書類の写し
- (2) 狩猟免状の写し
- (3) 銃砲所持許可証の写し（用途欄に有害鳥獣駆除の記載があるもの。なお、
わな猟免許のみで申請する場合は不要）

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

養父市長

印

養父市狩猟免許等新規取得支援奨励金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった養父市狩猟免許等新規取得支援奨励金について、下記のとおり決定したので、養父市狩猟免許等新規取得支援奨励金交付要綱第6条第1項の規定により通知します。

記

奨励金交付決定額 金 円

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

養父市長 様

申請者 住 所
氏 名
連絡先

養父市狩猟免許等新規取得支援奨励金交付請求書

養父市狩猟免許等新規取得支援奨励金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり請求します。

記

交付決定年月日	年 月 日	交付決定番号	第 号
交付決定通知額			
交付請求額			
振込先金融機関	銀行	支店	
	信用金庫	支店	
	たじま農協	支店	
振込先口座番号	普通（総合） ・ 当座		
口座名義（カナ）			
口座名義（漢字）			

様式第4号（第8条関係）

養父市長 宛

狩猟免許の取得及び狩猟者登録状況に係る
兵庫県への照会についての同意書

年度養父市狩猟免許等新規取得支援奨励金の交付を受けるに当たり、奨励金の交付を受ける 年度において、市が兵庫県に対して狩猟免許取得及び狩猟者登録状況について照会することについて同意します。

年 月 日

住 所

氏 名

（署名又は記名押印）

様式第5号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

養父市長 印

養父市狩猟免許等新規取得支援奨励金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した養父市狩猟免許等取得支援奨励金については、養父市狩猟免許等新規取得支援奨励金交付要綱第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり交付決定を取り消すことに決定したので通知します。

記

- 1 奨励金取消決定額 円を取り消す。
- 2 取消しの理由
- 3 奨励金の返還 年 月 日までに により返還すること。